

20210316

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気・都市ガス料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症に感染された方、また、同感染症により生活に影響を受けられた方に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済産業省の要請、および現状を踏まえ、電気・都市ガス料金の支払いが一時的に困難となるお客様を対象に、電気・都市ガス料金の特別措置を実施いたします。

つきましては、特別措置の適用を希望されるお客様は、以下の窓口までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

1. 特別措置の内容

2021年2月分より当面の間の電気料金または都市ガス料金のお支払い期日を、原則として各月より1か月延長※1します。

※1 金融機関やクレジット会社の決済スケジュールによっては、お支払い期日の延長ができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします

2. 特別措置のお申込み方法

電気・都市ガス料金の特別措置をご希望されるお客様は、各月の月末(2021年2月分の場合、2021年2月28日(日))までに、以下の連絡先までご連絡ください。

【サニックスでんき お問い合わせ窓口】

電話番号 0120-689-679

受付時間 月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日休み)

3. 適用対象となるお客様

新型コロナウイルス感染拡大の影響により「生活福祉資金の特例貸付」または「住居確保給付金」※2を受け、当社に特別措置適用のお申し出をされたお客様

※2 生活福祉資金の特例貸付または住居確保給付金の詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

<https://corona-support.mhlw.go.jp/>